

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座石神店

新座市石神一丁目千六百九十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 本市の基準では、商業施設は店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施行願います。

(2) 本市の基準では、店舗面積十平方メートルごとに一台以上の自転車置場が必要です。計画台数が市の基準値を下回っており、算出根拠の明示を求めることとなりますが、計画概要の中で指針の参考値を根拠として明示されているため、計画のとおり施工願います。

(3) 付近が小学校の通学路になっているため、通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは最小限に抑え、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、従業員を配置し交通安全に万全を期してください。

また、付近にスクールゾーンが複数箇所あるため、規制時間帯における車両の通行が生じないよう万全を期してください。

(4) 開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(5) 車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

- (6) 工事中においては、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、交通安全に万全を期してください。登下校時における工事関係車両の進入を自粛、及び児童生徒が安全に通行できるための交通誘導員を配置することとし、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (7) 当該店舗営業開始後も児童及び生徒が安全に通行できるよう、荷さばき施設、自動車駐車場及び自転車等駐車場の出入口等に、適切な交通誘導員の配置や利用者に注意喚起等を実施して、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (8) 荷さばき搬出入計画において、通学時間帯について搬出入が集中しないよう極力分散した計画とありますが、行事等により、通学時間帯が変更する可能性がありますので、御注意ください。  
また、下校時間帯が曜日や学年、部活動の活動状況により異なるため、当該校（石神小・第六中）と協議の上、交通事故等が生じないよう万全を期してください。
- (9) 児童生徒が安全に通行できるよう荷さばき施設、自動車駐車場の出入口等を入出庫する車両に、左折入庫・左折出庫を行うよう注意喚起等を実施してください。
- (10) 「別紙来退店経路図（周辺）」に通学路図が記載されておりますが、児童生徒が実際に通行する経路と異なる可能性がありますので、当該店舗付近を通行する際は御注意ください。
- (11) 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施7日前までに当該作業の実施を届け出てください。  
また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。  
なお、特定建設作業に該当しない工事の施工についても、周辺の生活環境の保全に努めるとともに近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- (12) 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。  
また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。
- (13) 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

(14) 二十台以上駐車ができる自動車駐車場（トラクタターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

(15) サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(16) 新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第4条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

## 二 縦覧期間

令和六年四月二十六日から令和六年五月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター